

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
独立行政法人水産総合研究センター

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 19 年 6 月から原則として一般競争入札等に移行することとした。

## 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(59.4%) 614	(24.8%) 17.49
	企画競争	(0.1%) 1	(0.7%) 0.47	(12.3%) 127	(51.8%) 36.56
随意契約		(99.9%) 1,033	(99.3%) 70.11	(28.3%) 293	(23.4%) 16.53
合 計		(100%) 1,034	(100%) 70.58	(100%) 1,034	(100%) 70.58

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(5.0%) 6	(2.7%) 0.17
	企画競争	(0.9%) 1	(7.5%) 0.47	(3.4%) 4	(14.7%) 0.92
随意契約		(99.1%) 119	(92.5%) 5.81	(91.6%) 110	(82.6%) 5.19
合 計		(100%) 120	(100%) 6.28	(100%) 120	(100%) 6.28

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(66.5%) 608	(26.9%) 17.32
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0	(13.5%) 123	(55.5%) 35.64
随意契約		(100%) 914	(100%) 64.30	(20.0%) 183	(17.6%) 11.34
合 計		(100%) 914	(100%) 64.30	(100%) 914	(100%) 64.30

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成19年6月1日付けで、当センターの規程を以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「500万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売り払いについて、「500万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸し付けについて、「500万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ 工事又は製造の請負、財産の売買又は物件の賃借以外について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

なお、「その他特別の理由があるとき」については、平成19年11月1日付けで、当センターの規程を改正し、削除した。

(3) 随意契約の公表の基準について、平成19年6月1日付けで、当センターの規程を以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「500万円を超えるもの」から、「160万円を超えるもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「500万円を超えるもの」から、「80万円を超えるもの」に変更
- ・ 工事又は製造の請負、財産の売買又は物件の賃借以外について、「500万円を超えるもの」から、「100万円を超えるもの」に変更

## 2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成19年6月から、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外について、原則として一般競争入札等に移行したが、以下について、平成19年度中に検討を行い、平成20年度以降の導入を目指す。

(1) 総合評価方式の導入

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成  
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。  
(平成20年3月を目途に作成予定。)
- ③ プロジェクトチームの設置  
上記の措置を行うため、検討・作業チームを設置する。

(2) 複数年度契約の拡大

複数年度にわたる期間を前提とするようなリース契約等について、単年度契約から複数年度契約へ移行が可能であるか、検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の導入や公告の方法、集中調達の拡大等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

「公共調達の適正化について」に即して、内部監査の更なる充実を図るとともに、重点的な監査を実施していく。